

## 皆様に知ってもらいたい寄附金の使い道

### 社会福祉施設の利用者に安全と安心を

障がい者・高齢者・子どものための社会福祉事業等を行う法人が、施設・設備の設置、改修、修繕等を行う際の経費を一部補助しています。

これまでにこの補助金によって、高齢者施設や保育園のエアコンの整備、障害者通所事業所の耕運機の購入などが行われており、利用者が安心して活動ができる環境づくりを支援しています。

### 地域の困りごとを専門機関につなげる民生委員・児童委員

民生委員・児童委員とは、地域住民が安心して暮らせるように相談支援を行い、又は専門機関へのパイプ役となるなど、社会福祉の第一線で活躍するボランティアです。

近年においては、高齢者や単身世帯の増加に加え、地域社会における人と人とのつながりが希薄化する中で、社会的に孤立する方々、介護や子育てに不安や負担感を感じる方が増えている状況にあります。そのため、地域の困りごとの解決のために活躍する民生委員・児童委員への期待や要請が大きくなっています。

旭川市では、民生委員・児童委員の活動を充実させ、地域福祉の向上が図られるよう支援しています。

### 障がい者の社会参加をお手伝い

障がい者が民間企業に就職する場合には一定のハードルがあり、就労後も悩みを抱えている方が多くいらっしゃいます。

旭川市では、民間企業に就職するお手伝いとして、職場実習の斡旋や求職活動への助言を行うとともに、就労後の相談にも親身に対応し、離職防止に努めています。

### 寄附金の使い道

皆様からいただいた寄附金は、上記の使い道のほか、生計困難者の方が適切な治療を受けられるように薬代を助成するための経費や、認知症や障がい等により判断能力が低下している方の生活を守ることを目的に成年後見制度を推進するための経費等に使用させていただきます。

### お問合せ先

福祉保険部福祉保険課 電話 0166-25-6312